

# 【会議録要旨】

会 議 名	第2回港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考委員会
開 催 日 時	令和4年2月2日（水）午後2時から
開 催 場 所	区役所9階 913会議室
委 員 員	出席者 5名 中村委員長、西川副委員長、木島委員、岡野委員、中島委員 欠席者 なし
事 務 局	防災危機管理室危機管理・生活安全担当 鈴木課長、生活安全推進担当 長係長、 生活安全推進担当 石田
会 議 次 第	1 開会 2 第一次選考結果について 3 第二次選考について 4 閉会
配 付 資 料	資料1 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考一次審査集計結果 資料2 第3回選考委員会進行スケジュール（案） 資料3 第二次審査共通質問（事務局案） 参考資料1 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準 参考資料2 仕様書（案） 参考資料3 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託採点基準表（第二次審査） （各委員持参）企画提案書  港区客引き行為等防止巡回指導業務委託採点基準表（第一次審査）
会議の結果及び主要な発言	
（発言者）	
委員長	【1 開会】 開会のあいさつ、配布資料の確認。
事務局	【2 第一次選考結果について】 資料1に基づき、各委員及び事務局の採点結果について説明。
A委員	審査にあたり評価したポイント等各委員から順番に全体の講評をお願いしたいと思います。
C委員	A事業者につきましては、人材確保と業務従事者に対する教育についてのビジョンが、B業者と比較して、より具体的で、熱意が感じられました。また、A事業者につきましては新橋地区の客引きの状況、地域特性が、B業者と比較して詳細に把握されていることが資料から感じられました。 B事業者につきましては、港区との連絡体制に関するチャートが記載されており、警察等との連携体制が明確に示されている点がA事業者より目にしやすかったというこ

	<p>とから評価しております。また、六本木地区、赤坂地区、大門・浜松町地区、田町地区、品川地区の客引きの状況や特性について A 事業者と比較して、その部分は詳細に把握している印象を受けました。</p>
D 委員	<p>私は A 事業者については、具体性に欠けている部分があり、非常に惜まれる印象を受けました。また、精神論的な記載があるのですが、それをどのように具体的に活動に落とし込むかというところを記載して欲しかったです。一方で、ウェブカメラを活用されるということで、その点は業務の幅が広がってよい提案であると思いました。次に B 事業者については、業務内容が具体的で、どのポイントにどういう人が立哨するのかイメージが持ちやすいという印象です。事業の充実につきましても、この客引き防止業務はマイナスなイメージになりがちなのですが、それをプラスイメージに変えていこうというビジョンをこの資料から感じ取れましたので、好感が持てます。</p>
E 委員	<p>まず A 事業者について、全体的に熱意が感じられるような表記があるという印象を受けました。また、指導者の配置に関しても、経験者をしっかり配置してるところでは安心感があると感じました。一方で、実施体制等の具体的な表記においては区側の質問と事業者の記載内容が合致していないと思われる部分もあり、読み取りにくい箇所があるところから、誠実さについて疑問に思うところもありました。ただし、区民や来街者の要望に対応するという点でクレーム対応に関しては、具体的に書かれていたり、条例違反をただ指導するだけではなく、来街者の要望にきちんと寄り添う内容が書いてあった部分は、非常に良いと思い、評価しました。各地区の状況については、具体的な記載があってもよかったのかなと感じています。</p> <p>B 事業者については、全体的に港区の状況をとらえた記載がなされている印象がありました。ただ、先ほどの A 事業者と比較すると、責任者の配置については、経験値が見にくいところがあり、教育環境については気になる部分もありました。ただ人員の採用部分は具体的に記載されており、この先も長く事業を担っていただくという点においては、安心できる印象を受けました。また、実施体制についても、具体的に表記があるので、安心感が持てます。各地区の特性をとらえた取り組みについても、非常にわかりやすく捉えられているのですが、港区での業務経験があるがために知ってる数字や取り組みがあるので、A 事業者と比較すると得をしているところもあると感じ、採点するにあたり悩ましかったです。事業の充実については、心理学面から様々な取り組みや先進的な取り組みを提案している点は、この事業の将来性に期待できると思い採点を高くしました。</p>
B 委員	<p>A 事業者、B 事業者ともほとんど差をつけていません。</p> <p>まず、A 事業者について、教育面やそれに関連したプログラムに関して精力的な記載があったことから比較的高い評価をしました。あとウェアラブルカメラの採用についても高く評価しています。また、勤務中における美化活動の意識を持つという記述があり、高い評価をしました。各地区の改善手法については、よく勉強されてきたなという気はしますが、字面だけで埋めてあり、評価のポイントがつかみにくい点が気になりました。</p> <p>B 事業者については実績を生かして、かなり書き込みされていたため、特段問題点となるようなところはありませんでした。ただし、赤坂地区の分析については、他地区に比べて書きぶりがあっさりして、レベル感が他と少し違うという点が気になりました。全体的に無難に書かれていて、安心して任せられると判断をしました。</p>
A 委員	<p>まず、A 事業者については、先進的な取り組みとして他の委員から話題に挙がってい</p>

るウェアラブルカメラに関して良い取り組みと思う反面、関係ない人のプライバシーの問題が非常に気になりました。録画の実施に対して新たなトラブルが発生する可能性があるのではないかと気になりました。そして、各地区の地域特性を踏まえた改善手法については、抽象的な印象を受けました。もう少し具体的に記載して欲しいというのが、事業者に対する意見です。

次にB事業者については、一番評価した部分が人材の確保です。従業員数が右肩上がりであることから、この手の事業に対する取り組みの意欲を感じるような数字でした。そのほか、各地区の地域特性を踏まえた改善手法については、書き方が上手ですし、個別具体的な分析が素晴らしいと思いました。例えば六本木地区では、3個班が定点で立哨し、残り1個班が巡回を行うという記載や各班1名は英語に対応できる隊員を配置するとの記載があり、地域の特性に応じた人員の配置まで配慮しているという点は評価しました。

各委員の講評が終わりました。

続いて、各委員による採点の結果に大きな差があるものについて、どのような視点で評価したのかの説明が必要となってくることから、委員の皆様に評価の理由、その後評価にあたっての意見交換をしていただきます。

まずは、A事業者の項番7、「事業の充実に向けた提案」について、採点に大きな差があります。C委員から評価した理由をご説明いただきます。

C委員

両事業者とも普通ということで評価しています。記載内容について、実現可能かどうかという部分で見極めづらいということで、両事業者とも普通ということで採点しています。

D委員

私はB事業者を高く評価しています。

A事業者は、事業の充実という点で、モチベーションの確保と待機所の用意という記載がありますが、これは事業の充実にあたるのかという印象を受けました。

B事業者は、研究機関との共同研究の結果を反映したものやMINATOフラッグ制度といった港区独自の制度をあらかじめ調べて、事業者としてもやっていると踏んで提案していると思いますし、そのような研究心といった事業の充実に向けた提案がなされているということで、B事業者を高く評価します。

E委員

おそらくここで議論する意図というのは、一つの項目について、5人の委員が評価した数字に差がありすぎる場合、同じ提案書を見ているのに委員によって評価が異なるのはなぜかといった部分の調整をするためというのが一つあると思っています。

私はA事業者を低く評価し、B事業者を高く評価しています。

理由は、A事業者の提案書を読むと文章が「しかし」から始まっていたり、この項目で聞かれている、「これまでの区の取り組みをさらに推進するために、どのような取り組みをするのか」という質問に対して、ずれたような答え方をされていて、聞かれていることと違うのではないかと感じています。提案書の最後の部分には、この項目のまとめのような内容が記載されていると予想して読んでいたところ、自分たちの業者が賞状を授与されたとの内容を記載するなど、求められているものと異なる内容を書いているので、低く評価しました。

A委員

それでは、次に、B事業者の採点基準表の項番3の人材の確保について、採点に差がある部分がございます。各委員は評価した理由をご説明ください。

C委員	<p>私は、A事業者を低くして、B事業者を高く点数をつけました。</p> <p>まず、B事業者の社員数の推移を見ますと、新型コロナの影響が出始めてからも右肩上がりです。従業者数が増えているということがあります。それから、延べ68名の警備員指導教育責任者を任用している点です。それから、警備業関連の資格の取得を希望する社員に対しては、受験費用を全額援助する制度を設けているなど、教育に対する積極性が感じられました。そういう意味で、点数を差別化しました。</p> <p>私はA事業者の評価を高くしています。これは、優秀な指導員を選抜し、現場の統制を図っているというところでB事業者よりは、すぐれているという印象を受けました。また、客引き指導業務の指導員が150名いると書いてありますのでこの点についてもA事業者がB事業者より、すぐれているのではないかと考えています。</p>
B委員	<p>A事業者は優秀者から選抜して人員を編成すると明確に書いてあるので、これが本当なら素晴らしいことだなと感じ、評価しました。また、A事業者は、港区の「あったかマナー」に準ずる教育を行いますと書いてあることからその点は評価しました。</p> <p>B事業者は直近の社員数の推移について、評価すべき項目であると思いました。ただ、両社に差をつけなかったのは、学術研究機関からの協力を得たという記載がありますが、この部分は実際に話を聞いてみたいと考えているため、両社同様の評価としていますが、普通よりは良いので4点としています。</p>
D委員	<p>私は、A事業者の、他区の優秀者を選抜するという部分が、引っかかっています。逆に港区から優秀者を取られる可能性もあるのではないかと思います。</p> <p>その一方でB事業者は、人材の底上げといいますか、優秀者じゃない人も当然、教育しますし、優秀な人は、マネジメント能力を生かすなど、社をあげてその人の能力を多様な側面から育成しようという考え方がA事業者の優秀な人材を選抜するよりいいと思います。人員の転換が頻繁に起こるとその地区に特化した人が育ちにくいのではないかと感じ、そうなる事業の運営が難しいのではないかと考えています。</p>
E委員	<p>私はB事業者の方を若干高くつけています。理由としては、人材確保の項目の中で、A事業者は、人員の総数があるそれをどう配置するかというところしか述べていませんが、B事業者は、人材の採用計画の視点から述べているので、この先この事業を港区だけではなく、将来的な視点でどのように人材を確保するのか述べていたので、高くつけています。</p> <p>また、仕様書に求められている、例えば救命技能を身につける部分についても、B事業者は述べていますが、A事業者は記載がないという点でB事業者を高くつけています。</p>
A委員	<p>続いて項番4の実施体制について、A事業者とB事業者で差をつけていらっしゃる方がいらっしゃるようです。この点についてご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。</p>
E委員	<p>A事業者については、(1)から(6)まで聞かれている内容に順次答えているというよりは、飛び飛びの表記になっていて、拾いながら読み進めました。最初に区との連携体制らしき表記が出てきているのに、次は(5)の従業者間の連携等のことが書いてあるなど非常にわかりにくいことから評価を低くしています。</p>
A委員	<p>私もこの項目について、多少の差をつけました。</p> <p>A事業者は、頑張ります頑張りますという感じの書きぶりです。</p> <p>一方で、B事業者は論点ごとに区切って、個別具体的に説明されている印象を持ちました。特に、業務管理について、A事業者では記載がなかったのですが、B事業者で</p>

	<p>は、勤務管理について 24 時間 365 日でシステムによりモニターすることや、欠員が出た場合、代替要員を現場に急行させるなど臨機応変に対応できる体制で業務を管理するなど、具体的な対策を表記している印象を持ちました。</p> <p>また、安全対策について、B 事業者は、新型コロナに対する具体的な対応策が記載されています。例えば、業務前の体温が 37 度未満で、検温済みである表記を持たせることやアルコール消毒を徹底させるなどの具体的な対応策が記載されている点で差異を設けました。</p> <p>その中で、A 事業者の提案するウェアラブルカメラと B 事業者が提案する I P 無線電話については連絡や記録を残す手段としてどちらがすぐれているのかというのは、結論は出ない部分ではありました。</p>
C 委員	<p>A 事業者の安全教育の実施について、現場で遭遇しがちな場面ごとに、どの法律に抵触するかというマニュアルが作成されていて、周知されているのは評価しています。ベテランの警備員でもマニュアルがあり具体的な法的根拠があることで、自信を持って現場で警備ができることに繋がるのじゃないのかなと思います。</p>
A 委員	<p>続きまして、各地区の地域特性を踏まえた改善について、評価の差が出ている部分がありますので、各委員からご説明をお願いします。</p>
C 委員	<p>A 事業者は新橋地区での活動実績があるのかわからないですが、それを踏まえて書かれているような印象があり、この部分については A 事業者を高く評価し、その他の項目は B 事業者の方がわかりやすく記載されていました。</p>
D 委員	<p>B 事業者は、地区の特徴や客引きの状況をよく見ていると感じます。例えば、18 時から 22 時においてはこの方法が良い、22 時以降はこの方法が良いなど、時間によって、効果的な対策を的確に提案していると思いました。</p> <p>A 事業者は、具体的なものに欠けていまして、例えば、たむろ行為が客待ちであることを明確に指摘し、重点的に防止を図るとの記載がありますが、それをどのように対策するか提案していただきたかったです。</p>
E 委員	<p>私も B 事業者の評価を全体的に高くしています。</p> <p>間違いなく状況もしっかり把握できていますし、対応策も具体的なので、高くしています。</p> <p>一方で、A 事業者は、それなりにそれぞれのまちの実情について、大体のことは把握しているので、中くらいの 3 点をつけていますが、新橋地区は具体的に書かれているので若干高めに 4 点としています。</p>
B 委員	<p>両事業者を比較するときっちり書いてるところで B 事業者を高く評価しました。特に六本木については、時間帯ごとの巡回啓発、指導方法が書き分けてあり、ここは評価を上げてあります。</p>
A 委員	<p>A 事業者と B 事業者を読み比べた時に一番感じたのは B 事業者が何をやるのかわかるということです。例えば定点で何ヶ所設けます、巡回で何班用意しますということや何時から何時まではどのようにしますということが明確に読み取れるというのが一番の差だと思いました。また個別具体的にその地区ごとの特性の分析も的確にされていることなど具体的な対応策が明記されているなという点で、点数の差をつけました。</p> <p>次に項番 5 の区民や来街者等への対応について、点数に差がついています。各委員の評価理由をご説明ください。</p>

E委員	この項目については、A事業者とB事業者の評価はほぼ同じです。区民や来街者からの要望への対応については、A事業者の方を高くつけています。理由は条例違反の人を取り締まる仕事という考えだけではなくて、いわゆるクレームの部分についてもA事業者の方が区民等に寄り添った内容が書かれていた点で評価できると考えています。
A委員	ありがとうございます。それでは、意見交換を踏まえて、自身の採点について振り返る時間を設けます。採点を変更する場合には、お手元にあります採点表の原本に朱書きで修正してください。
事務局	これから修正の結果を集計表に反映しますので、しばらくお待ちください。
	【3 二次選考について】
A委員	それでは、二次選考について事務局から説明をお願いします。
事務局	二次選考について、2事業者が進んだ場合、プレゼンテーションを15分、質疑応答を15分それぞれ実施します。 質問項目について、2事業者に対する共通質問を資料3のとおり事務局案として作成しました。
A委員	事務局説明に加えて委員の皆様にご審議いただきたい内容があります。選考基準には、第二次審査用に追加資料を求める場合があるとしていますが、追加資料の提出を求めるか、求めないかご意見を伺います。 この趣旨としては、事業者からの企画提案書で不足している内容があれば提出を求めるということですが、いかがでしょうか。 私は、不要であると思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
A委員	それでは、二次審査用に追加の資料の提出を求めないこととします。
	次に二次審査の共通質問についてですが、事務局案でよいかご審議ください。 なお、補足としまして、二次審査の質疑応答は15分ですので、委員1人の質問数は2問程度が目安となると思います。
事務局	ここで事務局から修正した採点結果の集計表が出ましたので、説明ください。 再集計の結果、A事業者の合計点は1,053点、B事業者の合計点は1,194点となりました。
A委員	一次審査の点数については、この点数で確定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
A委員	異議なしとして、次に進みます。
	次に事務局から一次審査の合格者の決定について、ご説明をお願いします。
事務局	2事業者とも基準となる満点の60%を超えているため、両社とも一次審査を通過として提案します。
A委員	一次審査の通過事業者について、ご意見はありますか。
B委員	事務局として、2事業者を自動的に通過と考えていますか。 というのも、両事業者の点数がかなり離れているので、二次選考を実施する意味があるのか気になっています。ガイドラインには何か規定がありますか。
事務局	公募要項においては、基準点を60%としているので、原則ここが基準にはなりますが、

<p>A委員 事務局</p>	<p>委員会の中で二次選考に進ませないという判断もあるかと思います。一方で、理論上は、二次選考で逆転する可能性も0ではありません。</p> <p>理論上は、逆転の余地はあるかと思います。</p> <p>理論上逆転の余地がゼロということであれば、二次審査を実施するのは適切ではないという判断もあり得るかと思いますが、一次審査及び二次審査の結果を総合的に判断するとなると理論上は、逆転の可能性はゼロとは言えない中で落としてしまうことは、逆に情報公開請求があった場合に説明が必要になります。</p>
<p>A委員</p>	<p>それであれば、二次審査については2事業者で実施する必要があるのではないのでしょうか。</p>
<p>B委員</p>	<p>わかりました。それでは異議なしということにさせていただきます。</p>
<p>A委員</p>	<p>それでは、A事業者とB事業者を一次審査の通過として決定するというところでよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>A委員</p>	<p>それから、二次選考の際の追加資料提出は求めないということで結論が出ました。</p> <p>それから、共通質問については、事務局案で、よかろうとします。</p>
<p>B委員 事務局</p>	<p>審査表の点数について一部修正が反映されていない部分があるように思います。</p> <p>一部反映できていない箇所がありましたので、訂正して各委員に後日送付させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
<p>A委員</p>	<p>(承知)</p>
<p>A委員</p>	<p>【4 閉会】</p>
<p>A委員</p>	<p>以上をもちまして第2回の事業候補者選考委員会終了させていただきます。</p>